

令和元年度 公文書開示状況（12月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
3	R1. 11. 22	R1. 12. 2	商品テスト報告書	7		1														<p>(7条2号) 依頼者からの聞き取り情報の一部については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため</p> <p>(7条3号) 苦情品の外観、銘柄名等については、事業者及びその商品に関する情報であり公にすることにより、事業者が特定され当該事業者の社会的信用の低下を招くなど競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 苦情品の外観、銘柄名等については、事業者に関する情報であり、開示することにより、事実確認や交渉等において、今後事業者の協力や情報を得ることができなくなるなど、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>相談者から聞き取った当該苦情品の使用状況をセンターが依頼先に情報提供したものであり、公にすることにより、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化局消費生活総合センター相談課
4	R1. 10. 30	R1. 12. 6	私立学校教育助成金調査表（A表）のうち、事業活動収支計算書（平成30年度決算）及び貸借対照表（平成30年度）（学校法人〇〇学園外168法人）	338		1														<p>(7条3号) 貸借対照表等の小科目の金額等については、開示により法人の収入・支出及び財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p>	生活文化局私学部私学行政課

令和元年度 公文書開示状況（12月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R1. 11. 27	R1. 12. 9	1 なぜ誤送された「理由説明書（写）」を再送付しないのか？その理由・根拠となる法令・条例・ガイドライン等 2 1の理由となる、組織的共用文書				1											理由説明書の写しを送付しない理由又は根拠が記載された文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課	
6	R1. 10. 15	R1. 12. 13	総入学定員数の2分の1を超える留学生を受け入れている専修学校、在籍者のうち半数以上が留学生である専修学校について、 ・総入学定員の2分の1を超える留学生受入れに関する定期報告書のうち、学校名、入学許可数、既退学・除籍者数、在籍者数が記載されている書類（平成28年度～令和元年度） ・私立専修学校の現況調査票のうち、生徒及び留学生に関する調査票（平成28年度～令和元年度分）	703		1												（7条2号） 学校担当者名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条3号） 学校名、学科名等については、公にすることにより個別の学校の経営状況等を把握することができ、当該学校の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため （7条4号） 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を生じおそれがあるため	生活文化局私学部私学行政課	

令和元年度 公文書開示状況（12月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
7	R1. 12. 4	R1. 12. 18	特定非営利活動法人〇〇の平成25年〇月〇日付特定非営利活動法人として認定した旨の通知書。外13件	272		1														<p>(7条2号) 事務担当者氏名等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため</p> <p>(7条3号) 賛助会員等の数、審査結果概要等については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため</p> <p>(7条6号) 書面審査のポイント、チェック項目等については、認定審査における具体的な審査方法に係る部分であり、公にすることにより、行政の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化局都民生活部管理法人課
8	R1. 10. 21	R1. 12. 19	・平成28年度「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座実施等業務委託（東京都実施分）」に係る契約原義一式、成果物 外10件	944		1														<p>(7条3号) 企画案については、法人が事業を営む上でのノウハウ等が含まれており、公にすることにより、法人の競争上及び事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとみとめられるため</p> <p>(7条6号) 契約目途額、予定単価等については、都の機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>講座等の実施予定日等については、一般に公開されていない情報であり、公にすることにより、受講者及び職員に危険がおよぶおそれがあるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化局都民生活部地域活動推進課
9	R1. 12. 6	R1. 12. 20	1 別紙〇生総総第〇〇号 令和〇年〇月〇日 非開示決定通知書 1 記載内容の公文書件名 1 の事実を証明する全ての証拠 資料等（再発防止策等も含 む。） 2 同公文書件名の事実を否 定する全てを証明する証拠資 料等（再発防止策を含む。） 以上、1・2の事実を証明す る証拠資料等の組織的共用文 書																	<p>本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容に係る公文書の存否を明らかにすることができない。</p> <p>(7条2号) 特定の個人が行った開示請求に関連して、当該請求者の行為及びそれに対する都の対応があったか否かを明らかにすることとなり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを公にすることとなるため</p>	生活文化局広報広聴部情報公開課

令和元年度 公文書開示状況（12月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号				
10	R1. 12. 11	R1. 12. 23	特定非営利活動法人〇〇の令和元年〇月〇日付特定非営利活動法人解散届出書類のうち「解散届出書」	1		1															(7条2号) 清算人の電話番号及びファクシミリ番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都 民生活部管理 法人課
11	R1. 11. 8	R1. 12. 25	・ 備付書類の写（平成28年度分） ・ 備付書類の写（平成29年度分） ・ 備付書類の写（平成30年度分） ・ 宗教法人規則認証申請書 ・ 宗教法人成立届 ・ 登記事項変更届（昭和〇念〇月〇日付）外3件	39		1															(7条2号) 責任役員、総代等の氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 由緒沿革、教師数、特別財産・基本財産等の数量及び金額については、宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条6号) 特別財産・基本財産等の数量及び金額については、宗教法人の事務運営に関する情報であり、法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを所轄庁が把握するために提出を義務付けている書類を公にすることは、法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所轄庁への信頼を損ない、宗務行政の手続き的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都 民生活部管理 法人課